

平成29年度 私立幼稚園就園奨励費についてのお知らせ

1 私立幼稚園就園奨励費について

市は、私立幼稚園に子ども（満3・3・4・5歳児）を就園させている保護者の経済的負担を軽減するため、保育料等（入園料・保育料）の一部又は全部について、世帯の所得状況に応じて私立幼稚園就園奨励費補助金を支給します。

2 減免対象者と減免額について

減免の対象は、富士市に住所を有し、私立幼稚園に子どもを就園させている保護者の内、以下の【補助限度額表】に該当する方です。

減免の額は、市が、平成29年度の市民税所得割課税額（住宅取得控除等を受けている場合は適用前の額）により世帯の所得状況を判定し、各欄の該当する箇所に記載された補助基準額の範囲内で、各幼稚園が設定する保育料等を上限額として決定します。

また、世帯の所得状況は、父母の市民税所得割課税額の合計、または父母の収入だけでは生計を維持することが困難であって、同居する祖父母等が園児を扶養している場合は、祖父母等課税額の合計額により判定します。

なお、市民税所得割課税額が211,200円を超える世帯の第1子の保育料等は減免対象になりません。

◎平成29年度 補助基準額

【補助限度額表】

	世帯の所得状況	多子計算	補助基準額	ひとり親世帯等 ※1	多子軽減の範囲 ※2
ア	生活保護世帯	第1子	全額	基準額と同額	兄弟の年齢制限なし
		第2子			
		第3子			
イ	市民税均等割・所得割が課税されていない世帯	第1子	272,000円	308,000円	
		第2子	308,000円		
		第3子			
ウ	所得割が課税されていない世帯	第1子	272,000円	308,000円	
		第2子	308,000円		
		第3子			
エ	77,100円以下の世帯	第1子	139,200円	272,000円	
		第2子	223,000円	308,000円	
		第3子	308,000円		
オ	77,101円以上 211,200円以下の世帯	第1子	62,200円	基準額と同額	小学校3年生以下の兄弟
		第2子	185,000円		
		第3子	308,000円		
カ	211,200円を超える世帯	第2子	154,000円	基準額と同額	
		第3子	308,000円		

※1 「ひとり親世帯等」とは保護者または保護者と同一の世帯にいる方が以下に該当する場合をいいます。

- ・母子または父子家庭の世帯で園児を扶養している方
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（在宅の者に限る。）
- ・特別児童扶養手当、国民年金の障害者基礎年金の受給者（在宅の者に限る。）
- ・その他生活保護法の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

※2 多子計算の例：長男は小学4年生、次男は小学3年生、三男は幼稚園

- ・ア～エ欄に該当する世帯の場合、三男（園児）は、小学校4年生の長男から数え3番目となり、第3子扱いとなります。
- ・オ、カ欄に該当する世帯の場合、三男（園児）は、小学校4年生の長男は多子計算の対象外となり、小学3年生の次男から数えて2番目となり、第2子扱いとなります。

3 申請手続き

申請を希望される方は、別添の「保育料等減免措置に関する調書（両面）」の太線枠内に必要事項をご記入の上、通園されている幼稚園にご提出ください。